

昭和二十四年人事院規則一一一

人事院規則一一一（規則の分類）

人事院は、国家公務員法に基づき、規則の分類に関し次の人事院規則を制定する。
規則は、次のように分類する。

番号 事項

- 一一〇の系列 総則
- 一一〇の系列 人事院
- 一一〇の系列 事務総長
- 一一〇の系列 削除
- 一一〇の系列 給与
- 一一〇の系列 研修及び能率
- 一一〇の系列 分限
- 一一〇の系列 懲戒
- 一一〇の系列 公平審査
- 一一〇の系列 服務
- 一一〇の系列 勤務時間、休日及び休暇
- 一一〇の系列 災害補償
- 一一〇の系列 職員団体等
- 一一〇の系列 国際機関等派遣
- 一一〇の系列 育児休業
- 一一〇の系列 任期付研究員
- 一一〇の系列 官民人事交流
- 一一〇の系列 倫理
- 一一〇の系列 任期付職員
- 一一〇の系列 法科大学院派遣
- 一一〇の系列 自己啓発等休業
- 一一〇の系列 配偶者同行休業

附 則（平成四年一月二七日人事院規則一一一八）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成四年四月一日から施行する。

附 則（平成六年七月二七日人事院規則一一一九）

この規則は、平成六年九月一日から施行する。

附 則（平成九年六月四日人事院規則一一二二）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年二月二二日人事院規則一一二一）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年三月三十一日人事院規則一一二〇）

この規則は、平成一二年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年二月二七日人事院規則一一三二）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年一〇月一日人事院規則一一四〇）

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第一条から第五条までの規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年七月二〇日人事院規則一一四九）

この規則は、平成十九年八月一日から施行する。

附 則 (平成二十一年三月一八日人事院規則一一一三)

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十六年二月一三日人事院規則一一六〇)

この規則は、平成二十六年二月二十一日から施行する。

附 則 (平成二十六年五月二九日人事院規則一一六二) 抄

(施行期日)

第一条 この規則は、国家公務員法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第二十二号)の施行の日から施行する。